

2022年10月11日

株主各位

大阪市中央区南船場四丁目12番21号
株式会社バルニバービ
代表取締役社長 安藤文豪

第31期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第31期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年10月25日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年10月26日（水曜日）午後1時30分（受付開始 午後1時00分） |
| 2. 場 所 | 大阪市北区中之島一丁目1番27号
大阪市中央公会堂1階 大集会室
（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第31期（2021年8月1日から2022年7月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第31期（2021年8月1日から2022年7月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.balnibarbi.com>）に掲載させていただきます。

当社第31期定時株主総会における 新型コロナウイルス感染症対策へのご協力をお願い

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いております。このような状況の中、多くの株主様が集まる株主総会は自他ともに感染のリスクがあり、当社は株主様の安全を第一に考え、感染予防及び拡散防止のため、今年も縮小した規模で開催させていただくことを決定いたしました。

(ご注意とお願い)

- ・株主総会は感染防止の観点から、密集、密接、密閉をつくらない形での運営を行いたいと考えており、会場の席数も今年も座席間隔を拡げることからご用意できる席数が限られます。そのため、当日ご来場の株主様におかれましては、お席が確保できない可能性がございます。万が一、定員数を超える株主様がお越しの場合には、ご来場いただいてもご入場をお断りすることがございますので、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染防止にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。感染による影響が大きいとされる高齢者や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様、また当日体調のすぐれない株主様におかれましては、どうぞご無理をなさらぬようお願い申し上げます。
- ・当日会場入口で検温を実施いたします。37.5℃以上の発熱や体調不良と見受けられる株主様は、入場をお断りさせていただきます。
- ・当日は、株主総会の運営メンバーにおいても、マスクを着用して対応させていただく予定であります。ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。
- ・株主総会の議事は、今年も時間を短縮する方法を検討しております。
- ・株主総会の会場に「大阪コロナ追跡システム」を導入しております。昨今の情勢を鑑み、「大阪コロナ追跡システム」へのご登録のご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。
- ・その他、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、必要な措置を講じる場合もございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、大変ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（アドレス <https://www.balnibarbi.com>）にてお知らせいたします。

事業報告

(2021年8月1日から
2022年7月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置が全国的に解除され、徐々に経済活動が正常化に向かう一方、円安の進行やウクライナ情勢等に起因して物価が上昇する等、景気の先行きは依然として不透明な状況であります。外食業界におきましては、2022年3月以降営業制限の要請が解除されたものの、前期に引き続いて新型コロナウイルス感染症の影響により、外食を控える傾向による大幅な来客数の落ち込みや原材料や水道光熱費の高騰等、厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社グループでは、当連結会計年度より新たな成長戦略としてイノベーションシナジー戦略を掲げ、従来のレストラン事業におけるバッドロケーション戦略での出店で培ったノウハウや知見をもとに、食をベースに総合的なエリア開発を行うことで活性化した不動産の流動化により新たな収益を見込むエステートビルドアップ事業を2つ目の成長戦略の柱とし、「食から始まる日本創再生」に取り組んでおります。レストラン事業においては、ニューノーマルのライフスタイルにおける新しい外食時間として、時間の概念にとらわれず楽しんで頂けるメニューの提案や空間づくりに取り組むことで、新たな付加価値創出を図っております。エステートビルドアップ事業においては淡路島北西海岸を舞台に展開する食を通じた地方創再生プロジェクト「F r o g s F A R M A T M O S P H E R E」におきまして、地元企業との共同運営による回転すし店や外部企業を淡路島に誘致し新たな滞在の楽しみを提案する宿泊施設の展開等、地域の皆さまや賛同者との協業を推進しております。

また同エリアにおきまして、2014年に閉校となった淡路市立尾崎小学校の跡地をリノベーション開発し、地域コミュニティの中心であった学校という場において、近隣住民や地元生産者とともに「雇用の創出、定住人口・交流人口の増加、地元交流」を目的に食を始めとした周辺環境と調和する施設構成により、住みたくなる街づくりを推進しております。また昨今の経営環境に対応するため、店舗運営子会社ごとの適切かつきめ細やかなオペレーションの実施により、人件費の見直しや家賃、広告宣伝費を中心とした経費の見直し等にも取り組み、収益性の改善に努めております。

当連結会計年度における当社及び連結子会社の店舗の増減といたしましては、レストラン事業における不動産デベロッパーにおいて1店舗を賃貸し、2店舗をクローズ、大学・その他に

において期間限定で1店舗をオープン、エステートビルドアップ事業においては7店舗をオープンし、当連結会計年度末における当社グループの運営する店舗数は96店舗となっております。

この結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は9,969,720千円（前年同期比23.9%増）、営業損失は447,322千円（前年同期は営業損失1,212,820千円）、経常利益1,185,333千円（前年同期は経常損失622,138千円）、親会社株主に帰属する当期純利益123,784千円（前年同期比65.4%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は以下のとおりであります。

当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前年同期比較につきましては、前年同期の数字を変更後のセグメント区分に組替えた数値で比較分析しております。なお、レストラン事業のバッドロケーションから3店舗、大学・その他から1店舗、計4店舗をエステートビルドアップ事業へ変更しております。

I レストラン事業

店舗運営におきましては、店舗運営子会社における各店舗の状況に合わせたきめ細かい店舗運営に取り組み、ビアガーデンやバーベキュー、こたつテラス等季節に応じた店舗運営、営業企画やイベントの立案、コロナ禍におけるソーシャルディスタンスを保った安心安全なテラスの活用や、中食需要の高まりから店舗外商品の販売強化目的にECサイトの充実等、顧客満足度の向上と収益性を安定させる取り組みを実施しております。

この結果、当連結会計年度における売上高は8,680,752千円（前年同期比12.8%増）となり、セグメント損失は732,838千円（前年同期はセグメント損失1,284,136千円）となりました。

a. バッドロケーション

バッドロケーションにおきましては、大型・複合型物件の開発を進める一方で行政や大手デベロッパーとの連携により様々なソーシャルプロジェクト等へ参画を行うことで、食をベースに複合的な店舗開発を推進しております。また引き続きバッドロケーション戦略の店舗の運営安定化を目的に不動産定期借家契約による退店リスクのある物件につきましては土地、建物、借地権取得等不動産保有を推進し、店舗運営の安定化による収益性確保、不動産価値向上による財務体質の改善に努めております。

この結果、当連結会計年度末におけるバッドロケーションの店舗数は、関東地区21店舗、関西地区7店舗、その他地域2店舗の計30店舗となり、当連結会計年度における売上高は2,706,970千円（前年同期比14.0%増）となりました。

b. 不動産デベロッパー

不動産デベロッパーにおきましては、好立地、特別な店舗家賃での誘致や初期投資の軽減等好条件での物件獲得を行うことができ、売上規模、収益性、話題性の高い物件を選定することで当社グループの個性を活かした店舗開発を推進しております。2021年11月には東京都新宿区の「クッチーナカフェ オリーヴァ」を転貸、2022年1月には千葉県舞浜市の「パルディ イクスピアリ店」、「アリンコ イクスピアリ店」をクローズしております。

この結果、当連結会計年度末における不動産デベロッパーの店舗数は、関東地区19店舗、関西地区13店舗、その他地域2店舗の計34店舗となり、当連結会計年度における売上高は3,881,914千円（前年同期比15.5%増）となりました。

c. 行政・公共機関

行政・公共機関におきましては、新たな地方自治体との取り組みにおいて、その街ならではのオリジナルな業態の開発、地域活性化イベントの開催等を行い、地域創生ネットワークの形成を推進しております。

この結果、当連結会計年度末における行政・公共機関の店舗数は、関西地区11店舗、その他地域1店舗の計12店舗となり、当連結会計年度における売上高は1,466,137千円（前年同期比12.4%増）となりました。

d. 大学・その他

大学・その他におきましては、学生のみならず近隣住民へのターゲット層の拡大及びコストコントロールによる収益性改善を進めております。また、顧客の消費動向の変化により拡大した中食需要の取り込みを目的とした通販サイト「CANDLE TABLE」の展開等、顧客満足度の向上と収益性を安定させる取り組みを行っております。2021年10月には新潟県魚沼郡湯沢町のかぐらスキー場において期間限定店舗である「ぶなキッチン/スープステーション田代」をオープン、2022年5月にクローズしております。

この結果、当連結会計年度末における大学・その他の店舗数は、関東地区1店舗、関西地区3店舗、その他地域2店舗の計6店舗となり、当連結会計年度における売上高は290,431千円（前年同期比3.5%増）となりました。

e. その他の事業

その他の事業におきましては、企業、行政機関等に対して、地域ブランド振興、カフェやレストランの企画・開発等のコンサルティングを行っております。

この結果、当連結会計年度における売上高は223,597千円（前年同期比22.3%減）となりました。

II エステートビルドアップ事業

当社グループでは、兵庫県淡路島における食をベースとした地方創再生プロジェクト「F r o g s F A R M A T M O S P H E R E」を筆頭に島根県出雲市における「出雲エリア開発プロジェクト」、石川県羽咋郡における「千里浜なぎさドライブウェイプロジェクト」等に取り組むことで、地方創再生ネットワークの形成を推進しております。兵庫県淡路市におきまして、2021年8月に「淡路島 回転すし 悦三郎」をオープン、2021年10月に「酒場 ニューライト」をオープン、2022年3月には2020年4月に開業した「ピクニックガーデン」を拡張し同エリア内に「ロング」をオープン、2022年4月に「しまのねこ」、「Awaji Blue Coast ice cream」をオープン、2022年7月に「きる かか」をオープンいたしました。兵庫県洲本市におきまして、2022年6月に期間限定で「オオハマ ビーチテラス」をオープンしております。また、きめ細やかな店舗運営を行い、集客力を上げたことで不動産価値が上がった大阪市中央区の販売用不動産におきまして、当面の間、引き続き当社グループが賃貸借にて店舗運営を継続することを前提とした売却を行っております。この結果、当連結会計年度末におけるエステートビルドアップ事業の店舗数は14店舗となり、当連結会計年度における売上高は1,400,667千円（前年同期比220.4%増）となり、セグメント利益は285,516千円（前年同期比300.4%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、464,427千円であります。

その主なものは、「サキア」等の新規出店及び「社宅」によるものであります。設備投資額の内訳は、有形固定資産438,890千円、差入保証金18,193千円、その他7,343千円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などによる事業運営に対する長期的な影響の可能性を鑑み、運転資金として機動的かつ安定的な資金調達を確保することを目的として組成したシンジケートローンにより600,000千円の調達を行っております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 28 期 (2019年 7 月期)	第 29 期 (2020年 7 月期)	第 30 期 (2021年 7 月期)	第 31 期 (当連結会計年度 (2022年 7 月期))
売 上 高 (千円)	11,512,186	9,433,679	8,046,014	9,969,720
経常利益又は経常損失(△) (千円)	504,768	△841,287	△622,138	1,185,333
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失(△) (千円)	303,717	△920,152	357,908	123,784
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	35.12	△106.90	41.73	14.39
総 資 産 (千円)	8,752,459	9,136,267	8,366,916	8,892,967
純 資 産 (千円)	2,978,891	1,992,896	2,222,518	2,367,582
1株当たり純資産 (円)	333.42	217.76	245.95	253.68

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2019年2月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 28 期 (2019年 7 月期)	第 29 期 (2020年 7 月期)	第 30 期 (2021年 7 月期)	第 31 期 (当事業年度) (2022年 7 月期)
売 上 高 (千円)	10,856,304	8,966,694	7,842,709	9,827,710
経常利益又は経常損失(△) (千円)	485,266	△395,282	△768,914	△212,608
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	320,411	△575,336	△47,388	△846,172
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	37.05	△66.84	△5.53	△98.38
総 資 産 (千円)	8,517,416	8,911,160	7,680,888	7,345,671
純 資 産 (千円)	2,870,158	2,237,434	2,050,405	1,223,344
1株当たり純資産 (円)	334.24	259.78	239.70	138.13

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2019年2月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社パティスリードパラディ	5,000千円	100.0%	洋菓子の製造及び販売
バルニバービ・スピリッツ&カンパニー株式会社	5,000千円	100.0%	飲食店の運営受託
株式会社 too-Compass	1,000千円	100.0%	飲食店の運営受託
株式会社バルニバービインターフェイス	3,000千円	100.0%	飲食店の運営受託
株式会社アスリート食堂	99,500千円	100.0%	飲食店の経営
株式会社バルニバービコンシスタンス	1,000千円	100.0%	飲食店の運営受託
株式会社バルニバービイートライズ	1,000千円	100.0%	飲食店の運営受託
株式会社バルニバービウィルワークス	1,000千円	100.0%	飲食店の運営受託
株式会社バルニバービタイムタイム	1,000千円	100.0%	飲食店の運営受託
株式会社バルニバービオーガスト	1,000千円	100.0%	飲食店の運営受託
株式会社BAR Backs Brand	1,000千円	100.0%	飲食店の運営受託
株式会社バルニバービLeap Time	1,000千円	100.0%	飲食店の運営受託
株式会社グローリーブス	1,000千円	100.0%	飲食店の運営受託
株式会社アワエナジー	100,000千円	51.0%	コンサルティング事業
株式会社SUUM & Co.	1,000千円	100.0%	飲食店の運営受託
株式会社ブライトフェイス	1,000千円	100.0%	飲食店の運営受託
株式会社BeONEpart	1,000千円	100.0%	飲食店の運営受託
株式会社PIATTIBELLA	1,000千円	100.0%	飲食店の運営受託

(注) 2021年8月1日付で株式会社PIATTIBELLAを設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

外食業界の経済環境は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により経済活動が著しく制約を受ける状況等により急激に悪化いたしました。また、緊急事態宣言の解除後は、段階的な経済活動の再開に伴って徐々に回復傾向にあったものの、再び緊急事態宣言が繰り返し発令されたこと等により、未だ感染終息の見通しは立っておらず、今後の経済情勢に影響を及ぼすことが懸念され、依然として先行き不透明な状況が続くことが予想されます。

このような状況の中、当社グループにおきましては、以下の課題に優先的に取り組んでまいります。

① リーダーシップを有する人材確保と育成

当社グループのレストランの運営は、各々の店舗運営子会社が行っております。当社グループの成長の源泉は、マニュアルに沿ったレストラン運営ではなく、季節、天候の変化を把握しながら、各店舗で異なるお客様のニーズと向き合うモチベーションの高いスタッフとそのスタッフを統率するリーダーである店舗運営子会社の経営陣によります。当社グループの店舗はデザイン性、ファッション性を重視しており、店舗スタッフにとって魅力のある職場であるだけでなく、店舗運営を各店舗での創意工夫により行うことから日々の仕事にやりがいを感じることができ、結果として、当社グループでは店舗スタッフの採用活動に関しては対処すべき課題とは認識しておりません。しかしながら、当社グループでは、店舗の状況だけではなく、一人一人のスタッフの状況を把握できる限界点を超えない規模で店舗運営子会社を分割する方針を採用しているため、店舗運営子会社の経営陣となりうるリーダーシップを有する人材を確保し、育成することは、当社グループの成長のための重要な課題であると認識しており、社内外から広く人材の発掘を行い、その人材の個々に合わせたきめ細やかな育成への取り組みを継続的に行うことで対処しております。

② 地方創生を軸とした新規事業開発と資金調達

当社グループでは、レストラン事業の国内外を含む店舗展開により培ってきた店舗開発ノウハウに加え、外部企業とのアライアンスの強化を積極的に取り入れることで、他業種との連携による複数コンテンツを伴ったエリア開発を促進し、開発エリアの土地等の不動産投資を視野に入れたバッドロケーションデベロッパー戦略の推進と新たなファイナンススキームの活用等で必要資金の調達ノウハウの蓄積を進めております。淡路島「F r o g s F A R M A T M O S P H E R E」をパイロットプロジェクトとし、食をベースに総合的なエリア開発を行う「地方創再生」を推進するとともに、今後の日本全国における開発に向けて、多彩なファイナンススキーム、地方自治体や有力企業とのアライアンススキームの検討に加え、不動産リスク軽減のためのガバナンス体制・仕組みの構築に取り組んでまいります。

③ サステナビリティの推進

当社グループは、持続可能な循環型社会の実現へ貢献するとともに、中長期的な企業価値の向上を目指すため、サステナビリティを重要な経営課題の一つと位置付け、積極的に取り組んでまいります。それらの実現のため、2022年10月にサステナビリティ基本方針を策定し、サステナビリティ委員会及びサステナビリティ専門部署（サステナビリティ推進課）を発足するとともに、社内への啓蒙、推進策の立案及び実行に着手いたしました。引き続き社内への啓蒙に努めるとともに、サステナビリティへの対応を積極的に進めてまいります。

④ レストラン事業の国内展開

当社グループの飲食店運営事業の店舗展開は、通常のレストランの立地としては好立地とはいえない「バッドロケーション」ではありますが、人々をほっとさせるような街並みや水辺・公園などの周辺環境に恵まれた場所に着目した出店を行うことに特徴があり、立地開発は重要課題であると認識しております。また、これらの実績により、不動産デベロッパー、商業施設、行政機関、大学等からの出店オファーについても多くの案件が持ち込まれてはおりますが、今後につきましても、より多くの案件から出店を検討することで収益性向上を図る必要があると認識しており、継続的に幅広く出店候補案件に関する情報収集を行い、当社グループ独自の立地開発に関するノウハウの蓄積を進めております。

⑤ 新型コロナウイルス感染症への対応

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、政府及び自治体による自粛要請・緊急事態宣言の発令に伴う臨時休業や営業時間の短縮等の処置を実施しており、業績に大きな影響を受けて引き続き厳しい状況で推移しており、その対応が重要課題であると認識しております。

新型コロナウイルス感染症への対応として、店舗での感染リスクに備え、従業員の検温や健康状態の確認、手洗い・消毒の徹底、店舗内の換気や間隔を空けた席配置等の取り組みを実施するとともに、銀行借入による資金調達、政府及び自治体からの各種助成金等の活用に加え、賃料の減免交渉などのコスト削減を図り企業の耐性強化に努めてまいります。

また、今後の顧客のニーズの変化に対応したデリバリーや通販などのサービスや商品の開発等にも取り組み収益力の向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年7月31日現在）

- ① 飲食店の経営及び運営
- ② 飲食店等の企画及びコンサルティング
- ③ 不動産の開発、販売及び賃貸
- ④ 食料品、飲料の製造、加工及び販売

(6) 主要な事業所及び店舗 (2022年7月31日現在)

① 当社の主要な事業所

主 な 事 業 所 名	所 在 地
本 店	大阪市中央区南船場四丁目12番21号
大 阪 本 部	大阪市西区南堀江一丁目14番26号
東 京 本 部	東京都台東区蔵前二丁目15番5号
D E S I G N S T U D I O	東京都中央区日本橋室町一丁目8番3号

② 子会社の事業所

子 会 社 名	所 在 地
株式会社パティスリードパラディ	東京都文京区小石川三丁目32番1号
バルニバービ・スピリッツ&カンパニー株式会社	大阪市西区南堀江一丁目14番26号
株式会社 to - C o m p a s s	大阪市西区南堀江一丁目14番26号
株式会社バルニバービインターフェイス	大阪市西区南堀江一丁目14番26号
株式会社アスリート食堂	東京都台東区蔵前二丁目15番5号
株式会社バルニバービコンシスタンス	東京都台東区蔵前二丁目15番5号
株式会社バルニバービイートライズ	東京都台東区蔵前二丁目15番5号
株式会社バルニバービウィルワークス	東京都台東区蔵前二丁目15番5号
株式会社バルニバービタイムタイム	東京都台東区蔵前二丁目15番5号
株式会社バルニバービオーガスト	兵庫県淡路市尾崎1798番地3
株式会社BAR Backs Brand	東京都台東区蔵前二丁目15番5号
株式会社バルニバービLeap Time	東京都台東区蔵前二丁目15番5号
株式会社グローリーブス	福岡市博多区博多駅前三丁目19番1号
株式会社アワエナジー	大阪市西区南堀江一丁目14番26号
株式会社S U U M & C o .	東京都台東区蔵前二丁目15番5号
株式会社ブライトフェイス	東京都台東区蔵前二丁目15番5号
株式会社BeONE part	大阪市西区南堀江一丁目14番26号
株式会社PIATTIBELLA	大阪市西区南堀江一丁目14番26号

③ 当社グループの主要な営業店舗

<関東地区> 店舗数 44店舗

主 な 店 舗 名	所 在 地
ニ ュ ー ラ イ ト	東京都渋谷区神宮前六丁目20番10号 MIYASHITA PARK North 3F 301
ドローイングハウス・オブ・ヒビヤ	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷6F
ガ ー ブ 江 ノ 島	神奈川県藤沢市片瀬海岸二丁目17番23号 THE BEACH HOUSE-2F
ラ イ ド	東京都品川区東品川二丁目2番24号 天王洲セントラルタワーキャナルガーデン1F
リバーサイドカフェ シエロ イリオ	東京都台東区蔵前二丁目15番5号 MIRROR-1F

<関西地区> 店舗数 45店舗

主 な 店 舗 名	所 在 地
ガ ー ブ コ ス タ オ レ ン ジ	兵庫県淡路市郡家1033番1
青いナポリ インザパーク	大阪市天王寺区茶臼山町5番55号 てんしば
ガ ー ブ ウ ィ ー ク ス	大阪市北区中之島一丁目1番29号 中之島公園内
ム ー ラ ン	大阪市西区南堀江一丁目5番26号 キャナルテラス堀江1F
ガ ー ブ モ ナ ー ク	大阪市北区大深町4番1号 グランフロント大阪 うめきた広場1F

<その他地域> 店舗数 7店舗

主 な 店 舗 名	所 在 地
ガ ー ブ カ ス テ ッ ロ	名古屋市北区名城一丁目4番1号 名城公園内tonarino1F
ガ ー ブ リ ー ブ ス	福岡市博多区博多駅前三丁目19番1号
ボ ン コ コ ッ ト	名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ13F

(7) 使用人の状況 (2022年7月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
レストラン事業	531名 (238名)	一名 (32名増)
エステートビルドアップ事業	38名 (43名)	7名増 (18名増)
合計	569名 (281名)	7名増 (50名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より事業区分を変更したため、前連結会計年度末比増減につきましては、前連結会計年度末の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。
3. 前連結会計年度末に比べ、パート及び嘱託社員が50名増加しておりますが、これは主に、新型コロナウイルスの影響による営業時間の短縮が解除されたこと及び新規出店に伴う採用を強化したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
54名 (6名)	1名減 (一名)	38.4歳	7.3年

- (注) 使用人数は就業員数(当社から社外への出向は除いております。)であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年7月31日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン	3,282,000千円
株式会社みずほ銀行	428,516千円
株式会社日本政策金融公庫	322,000千円

- (注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行を主幹事とする計5行及び計6行からの協調融資によるものです。

(9) その他の企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年7月31日現在)

① 発行可能株式総数 29,112,000株

② 発行済株式の総数 9,023,880株

(注)ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は303,200株増加しております。

③ 株主数 7,789名

④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 H U M O	2,886,000株	32.59%
佐 藤 裕 久	1,846,900株	20.85%
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED (LONDON BRANCH)/SMTTIL/JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC	193,500株	2.18%
麒 麟 麦 酒 株 式 会 社	188,000株	2.12%
中 島 邦 子	173,300株	1.96%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	168,400株	1.90%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	101,800株	1.15%
田 中 亮 平	93,900株	1.06%
C I T I B A N K (S W I T Z E R L A N D) A G	75,000株	0.85%
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	73,700株	0.83%

(注) 1. 当社は、自己株式を167,405株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他の新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	佐 藤 裕 久	株式会社HUMO代表取締役 株式会社アワエナジー代表取締役 株式会社ネクシィーズグループ社外取締役監査等委員
代表取締役社長	安 藤 文 豪	バルニバービ・スピリッツ&カンパニー株式会社 代表取締役 株式会社アスリート食堂代表取締役 株式会社バルニバービタイムタイム代表取締役 株式会社ジョイパーク取締役
常務取締役	中 島 邦 子	企画本部長
取 締 役	田 中 亮 平	株式会社バルニバービオーガスト代表取締役
取 締 役	水 澤 完 昭	事業開発部長 株式会社アワエナジー取締役
取 締 役	山 中 哲 男	株式会社トイトマ代表取締役 ヒューマンライフコード株式会社社外取締役 株式会社クラフィット代表取締役 一般社団法人ジャパン・グローバル・リサーチセンター 理事 株式会社ダイブ社外取締役 トモリアホールディングス株式会社取締役 株式会社ミナデイン社外取締役 株式会社フィット社外取締役

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
常 勤 監 査 役	柴 田 政 義	
監 査 役	青 木 巖	キャピタル・アドバイザー株式会社代表取締役社長 株式会社ネクシィーズグループ社外取締役監査等委員 エリアリンク株式会社社外監査役
監 査 役	佐 藤 亨 樹	株式会社ネクシィーズグループ社外取締役 株式会社Orchestra Holdings代表取締役 株式会社アールストーン取締役

- (注) 1. 取締役山中 哲男氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。
2. 当社は、山中 哲男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役青木 巖氏及び佐藤 亨樹氏は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。
4. 監査役青木 巖氏及び佐藤 亨樹氏は、会社経営者として経営及び財務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 2021年10月27日開催の第30期定時株主総会終結の時をもって、永島 宏美氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
6. 2021年10月27日開催の第30期定時株主総会終結の時をもって、谷間 真氏は取締役を任期満了により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役及び監査役であり、業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。また、役員等賠償責任保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

ただし、被保険者である取締役及び監査役の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為に起因する損害賠償請求等、約款により保険料が支払われない事由に該当する場合は免責事項としております。

なお、本契約は1年毎に更新しており、次回更新時も同内容での更新を予定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

a. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	185,442 (2,732)	184,650 (2,400)	792 (332)	8 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	9,960 (1,200)	9,960 (1,200)	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	195,402 (3,932)	194,610 (3,600)	792 (332)	11 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2013年10月31日開催の第22期定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は1名）です。また報酬とは別枠で、2017年10月26日開催の第26期定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬等として年額15,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役2名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2013年10月31日開催の第22期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名（うち、社外監査役1名）です。
4. 上記には2021年10月27日開催の第30期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち、社外取締役1名）を含んでおります。

b. 譲渡制限付株式報酬の内容

当社の取締役に対し、当社取締役会決議に基づき譲渡制限付株式に関する報酬として、年額15,000千円以内（うち社外取締役は3,000千円以内）の範囲で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、6,000株（うち社外取締役は1,200株）を上限とし、譲渡制限付株式の割当を受けることとしております。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における、東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定しております。また、上記、金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給しております。

⑤ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役山中 哲男氏は、株式会社トイトマ及び株式会社クラフィットの代表取締役及びトモリアホールディングス株式会社の取締役であります。またヒューマンライフコード株式会社、株式会社ダイブ、株式会社ミナデイン、株式会社フィットの社外取締役及び一般社団法人ジャパン・グローバル・リサーチセンターの理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役青木 巖氏は、キャピタル・アドバイザー株式会社の代表取締役社長及び株式会社ネクシィーズグループ社外取締役監査等委員、エリアリンク株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役佐藤 亨樹氏は、株式会社Orchestra Holdings代表取締役及び株式会社アールストーン取締役であります。また株式会社ネクシィーズグループの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	山 中 哲 男	2021年10月27日就任以降、当事業年度における取締役会に10回中9回出席し、経営上の重要な新規の取り組み、投資計画等広域にわたり発言を行い、経営者又は経営及び新規事業の戦略立案を専門領域としている観点から高い見識に基づき経営全般に関する提言を行っております。また、攻めだけではなく、守りの視点からもリスク管理、課題抽出等にも向き合う助言を頂いております。
監査役	青 木 巖	当事業年度における取締役会に12回中11回出席し、監査役会に12回中12回出席し、取締役会及び監査役会において経営者としての高い見識から、必要に応じて妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	佐 藤 亨 樹	当事業年度における取締役会に12回中10回出席し、監査役会に12回中12回出席し、取締役会及び監査役会において経営者としての高い見識から、必要に応じて妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 かがやき監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人かがやき監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、取締役及び使用人が法令及び定款に適合する職務を遂行するために、当社グループにおける行動規範を制定し、法令遵守はもちろんのこと、当社グループにおけるコンプライアンスに対する意識の向上に努めるものとする。

代表取締役直轄の内部監査室を設置し、内部統制の監査を行い、コンプライアンス体制の調査、法令及び定款上の問題の有無を調査し、取締役会等においてこれを報告するものとする。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」に基づき、文書化又は電磁的媒体に記録し、整理及び保存する。その他の社内規程の定めるところに従い、定められた期間適切に保存するとともに、必要に応じて取締役及び監査役等が閲覧できるものとする。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業活動の中で生じるリスクについては、リスク管理担当としてリスク管理委員会を設置し、企業グループ全体のリスクを網羅的に把握し、統括して管理するものとする。

また、内部監査室は各業務執行部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役及び監査役に報告するものとする。

不測の事態が発生したときは、代表取締役を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し、迅速な対応をとるとともに、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えるものとする。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行を効率的に行うために、取締役会を毎月1回定時に開催する他、適宜、臨時に開催できるものとする。取締役の職務の執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において、意思決定ルールを明確化し、適正かつ効率的に行われる体制を構築するものとする。

e. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びその子会社における内部統制の構築を目指し、当社の内部監査室が当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を当社グループの責任者に報告するとともに、必要に応じて内部統制の改善策の指導及び助言を行う体制を構築するものとする。

- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（その使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項を含む）

現在、当社においては、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査役の監査の実効性を確保するため、監査役が求めた場合は監査役の職務を補助する使用人を配置するものとする。監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従って、監査役業務全体を補助するものとし、これに必要な知識及び能力を有する者を選任するものとする。また、監査役は、監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役から何ら指示を受けない立場としてこれを遂行しなければならないものとする。

- g. 取締役及び使用人並びに子会社の取締役や監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役又は使用人は、監査役に対して法令の事項に加え、重要会議の日程、会議事項の報告、当社の業務又は業績に重要な影響を及ぼす事項、その他監査役が必要と認める事項を速やかに報告するものとする。また、内部監査室は、監査役に対して内部監査計画を明示するとともに、内部監査実施状況等については速やかに報告するものとする。

- h. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役又は使用人が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを禁止するものとする。

- i. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役からその業務に係る費用の前払等の請求があった場合は、経営管理部において精査の上、その支払いが不相当である場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

じ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、何時でも取締役及び使用人に対して報告を求めることができ、また、取締役会のみならず必要に応じて当社グループにおけるすべての会議に出席できるものとする。その他、代表取締役、取締役、執行役員、内部監査人及び会計監査人と必要に応じて意見交換を実施できるものとする。また、当社グループの必要な報告が適時に監査役会に報告される体制を構築し、監査役の監査の実効性をより高める。

く. 会社に係る財務報告の適正性を確保するために必要な体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性と適正性の確保を目的として、財務報告に係る内部統制の構築を行うものとする。

また、財務報告に係る内部統制、金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するため、財務報告に係る内部統制の有効性に関する評価を実施し、必要な是正を行うものとする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループにおきましては、上記の業務の適正を確保するための体制について、継続的に運用状況を確認しております。その結果、問題があった場合は取締役会にその内容を報告し、是正処置を行い、より適正な内部統制システムの運用を構築することとなっております。

リスク管理につきましては、年1回リスク管理委員会を開催し、リスク管理に関する課題を協議しております。

監査役会は、監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査室、子会社監査役並びに会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。

内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各店舗、工場及び各部門の業務執行の監査を実施しております。

-
- (注) 1. 本事業報告に記載の金額は表示単位未満の端数を切り捨てて、比率については表示単位未満を四捨五入しております。
2. 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2022年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,236,916	流 動 負 債	4,230,309
現金及び預金	2,681,246	買掛金	272,804
売掛金	483,936	短期借入金	1,850,000
商品及び製品	147,784	1年内返済予定の長期借入金	779,699
原材料及び貯蔵品	30,923	リース債務	60,701
販売用不動産	1,488,023	未払金	611,767
未収還付法人税等	51,845	未払法人税等	399,819
未収消費税等	60,542	未払消費税等	102,269
その他	292,613	賞与引当金	4,255
固 定 資 産	3,656,050	その他	148,991
有 形 固 定 資 産	1,878,914	固 定 負 債	2,295,075
建物及び構築物	1,219,731	長期借入金	1,422,816
機械装置及び運搬具	20,180	リース債務	54,678
工具器具備品	385,051	資産除去債務	714,950
土地	191,720	その他	102,630
リース資産	55,652		
建設仮勘定	6,578	負 債 合 計	6,525,384
無 形 固 定 資 産	361,247	(純 資 産 の 部)	
借地権	346,693	株 主 資 本	2,246,701
その他	14,554	資本金	466,825
投 資 そ の 他 の 資 産	1,415,887	資本剰余金	815,088
投資有価証券	3,450	利益剰余金	1,137,385
長期預金	50,000	自己株式	△172,596
差入保証金	630,510	非支配株主持分	120,880
繰延税金資産	669,554		
その他	62,372	純 資 産 合 計	2,367,582
資 産 合 計	8,892,967	負 債 純 資 産 合 計	8,892,967

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年8月1日から
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	9,969,720
売上原価	3,029,014
販売費及び一般管理費	6,940,705
営業外収益	7,388,027
営業外費用	447,322
受取利息	440
受取保険金	8,001
消費税差額	9,029
助成金の収入	1,648,053
その他	11,721
営業外費用	1,677,246
支払利息	17,673
シンジケートローン手数料	13,706
その他	13,211
経常利益	44,591
特別利益	1,185,333
固定資産売却益	235
固定資産受贈益	12,570
補助金の収入	73,396
特別損失	86,201
減損損失	939,935
固定資産圧縮損失	73,396
店舗閉鎖損失	7,849
その他	896
税金等調整前当期純利益	1,022,077
法人税、住民税及び事業税	249,458
法人税等調整額	408,616
当期純利益	△285,110
123,505	125,952
非支配株主に帰属する当期純利益	2,168
親会社株主に帰属する当期純利益	123,784

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年8月1日から
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					非支配株主持分	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当連結会計年度期首残高	425,135	773,398	1,077,846	△172,573	2,103,806	118,712	2,222,518
当連結会計年度変動額							
剰 余 金 の 配 当			△64,245		△64,245		△64,245
新 株 の 発 行	41,690	41,690			83,380		83,380
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			123,784		123,784		123,784
自 己 株 式 の 取 得				△22	△22		△22
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)						2,168	2,168
当連結会計年度変動額合計	41,690	41,690	59,538	△22	142,895	2,168	145,064
当連結会計年度末残高	466,825	815,088	1,137,385	△172,596	2,246,701	120,880	2,367,582

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・主要な連結子会社の名称

18社

株式会社バルニバービインターフェイス

株式会社パティスリードパラディ

株式会社 t o - C o m p a s s

バルニバービ・スピリッツ&カンパニー株式会社

株式会社アスリート食堂

株式会社バルニバービコンシスタンス

株式会社バルニバービイートライズ

株式会社バルニバービウィルワークス

株式会社バルニバービタイムタイム

株式会社バルニバービオーガスト

株式会社 B A R B a c k s B r a n d

株式会社バルニバービ L e a p T i m e

株式会社グローリーブス

株式会社アウェナジー

株式会社 S U U M & C o .

株式会社ブライトフェイス

株式会社 B e O N E p a r t

株式会社 P I A T T I B E L L A

- ・連結の範囲の変更

株式会社 P I A T T I B E L L A については、当連結会計年度に新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称

株式会社 O P A S

株式会社ジョイパーク

- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 2社
- ・非連結子会社の名称 株式会社OPAS、株式会社ジョイパーク
- ・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

b. 棚卸資産

- ・製品 総合原価計算による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・商品・原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～47年

工具器具備品 2年～20年

b. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

c. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、顧客との契約から生じる収益に関する主要な取引として、飲食店におけるサービスの提供及び不動産の販売を行っております。

サービスの提供による収益は、店舗において顧客からの注文に応じて、飲食サービスを提供した時点で収益を認識しております。

不動産の販売における収益は、顧客との不動産売買契約書に基づき当該不動産の引き渡しを行う履行義務を負っており、当該履行義務は、不動産を引き渡した一時点で充足されるものであるため、引渡時点において収益を認識しております。

なお、収益は、顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額であり、取引の対価は履行義務を充足してから、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、流動資産の「その他」に含めていた「未収消費税等」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「未収消費税等」は8,135千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した減損損失の金額 939,935千円
- ② その他の情報

当社グループは、固定資産を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小限の単位であるグループに分類、各グループにおいて著しい収益性の低下が生じた場合に減損の兆候を把握し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能額まで減額して減損損失として計上することとしております。

なお、実際の固定資産の減損の可否の判定において、割引前将来キャッシュ・フローについて一定の仮定を設定しております。これらの仮定は将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した繰延税金資産の金額 669,554千円
- ② その他の情報

当社グループは、将来減算一時差異等に対して、将来の事業計画に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。見積りの主要な仮定は将来の売上高等を含む課税所得の予測であり、過去の実績や現在の状況を踏まえた将来の事業計画を元に見積もっております。

繰延税金資産の回収可能性に関する見積りは、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

事業用店舗等の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額398,982千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、この変更に伴って計上した有形固定資産のうち、205,684千円について減損損失を計上しております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	5,125千円
借地権	216,433千円
計	221,558千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	124,911千円
長期借入金	303,604千円
計	428,516千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,293,190千円

(3) シンジケートローンによるコミットメント契約

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などによる事業運営に対する長期的な影響の可能性を鑑み、運転資金として機動的かつ安定的な調達を行うために取引銀行6行とシンジケーション方式のコミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメント総額	1,850,000千円
借入実行残高	1,850,000千円
差引額	－千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

9,023,880株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年10月27日 定時株主総会	普通株式	42,769	5.00	2021年7月31日	2021年10月28日
2022年2月25日 取締役会	普通株式	21,476	2.50	2022年1月31日	2022年4月12日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年10月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	44,282	5.00	2022年7月31日	2022年10月27日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等に限定し、必要な資金は主に銀行借入及び社債発行により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達及び運転資金を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金は、各所管部署において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップを利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた内部規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(*2)	2,202,516	2,209,008	6,492
負債計	2,202,516	2,209,008	6,492

(*1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「短期借入金」は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(*2) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(*3) 市場価格のない株式、その他これに準ずる金融商品等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	3,450
差入保証金	630,510

これらについては、市場価格がない等により、時価開示の対象とはしておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	2,209,008	—	2,209,008
負債計	—	2,209,008	—	2,209,008

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元金利率の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
長期借入金	779,699	1,275,494	147,322	—

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	連結計算書類 計上額
	レストラン 事業	エステート ビルドアップ 事業	合計		
売上高					
関東	4,374,538	—	4,374,538	—	4,374,538
関西	3,512,679	1,400,667	4,913,347	—	4,913,347
その他	571,370	—	571,370	—	571,370
顧客との契約から生じる収益	8,458,589	1,400,667	9,859,257	—	9,859,257
その他の収益	110,462	—	110,462	—	110,462
外部顧客への売上高	8,569,052	1,400,667	9,969,720	—	9,969,720

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当社グループの契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。なお、契約資産はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産

253円68銭

(2) 1株当たり当期純利益

14円39銭

11. その他の注記

(減損損失)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
東京都	店舗（11店舗）	建物及び構築物	452,850千円
		その他	40,901千円
大阪府	店舗（9店舗）	建物及び構築物	290,621千円
		その他	29,477千円
その他	店舗（4店舗）	建物及び構築物	107,821千円
		その他	18,262千円

※上記には、資産除去債務の見積り変更に伴い当連結会計年度に追加計上した有形固定資産に係る減損損失205,684千円が含まれております。

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当社グループは、マクロ経済が新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴う影響を受けて当面の間、現状どおりに推移することを前提として既存店の業績推移、当連結会計年度に出店した店舗の通年寄与及び出店決定並びに検討案件の状況をもとに固定資産の減損処理、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる場合があります。

(固定資産の保有目的の変更)

当連結会計年度において、保有目的の変更により、固定資産の一部（建物及び構築物32,183千円、土地284,659千円）を販売用不動産へ組み替えております。

貸借対照表

(2022年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,551,468	流動負債	4,112,327
現金及び預金	1,245,021	買掛金	276,194
売掛金	482,506	短期借入金	2,300,000
貯蔵品	139,175	1年内返済予定の長期借入金	736,911
販売用不動産	23,952	リース債務	60,701
前払費用	1,297,326	未払金	632,738
未収還付法人税等	134,373	未払費用	35,165
未収消費税等	51,845	賞与引当金	222
その他	55,442	その他	70,392
貸倒引当金	140,651	固定負債	2,009,999
	△18,826	長期借入金	1,143,604
固定資産	3,794,203	リース債務	54,678
有形固定資産	1,864,284	資産除去債務	709,086
建物	1,182,602	その他	102,630
構築物	34,681	負債合計	6,122,327
機械装置	0	(純資産の部)	
車両運搬具	20,180	株主資本	1,223,344
工具器具備品	372,868	資本金	466,825
土地	191,720	資本剰余金	815,088
リース資産	55,652	資本準備金	781,664
建設仮勘定	6,578	その他資本剰余金	33,424
無形固定資産	361,247	利益剰余金	114,027
借地権	346,693	その他利益剰余金	114,027
ソフトウェア	13,236	繰越利益剰余金	114,027
その他	1,318	自己株式	△172,596
投資その他の資産	1,568,670	純資産合計	1,223,344
投資有価証券	2,000	負債純資産合計	7,345,671
関係会社株式	200,549		
関係会社長期貸付金	22,500		
長期未収入金	76,770		
長期前払費用	26,424		
長期立替金	71,684		
長期預金	50,000		
差入保証金	620,270		
繰延税金資産	630,088		
その他	260		
貸倒引当金	△131,878		
資産合計	7,345,671		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年8月1日から
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	9,827,710
売上原価	2,943,837
売上総利益	6,883,872
販売費及び一般管理費	7,070,557
営業損失	186,685
営業外収益	
受取利息	622
為替差益	1,123
受取保険金	4,211
助成金の収入	10,599
その他	9,793
営業外費用	
支払利息	18,439
シンジケートローン手数料	13,706
貸倒引当金繰入	9,000
その他	11,128
経常損失	52,273
特別利益	
固定資産売却益	235
固定資産受贈益	12,570
補助金の収入	73,396
特別損失	
減損損失	898,278
店舗閉鎖損失	7,849
関係会社株式評価損	43,281
固定資産圧縮損	73,396
その他	896
税引前当期純損失	1,023,702
法人税、住民税及び事業税	3,187
法人税等調整額	△307,124
当期純損失	△303,937
	846,172

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年8月1日から
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	425,135	739,974	33,424	773,398	1,024,446	1,024,446	△172,573	2,050,405	2,050,405
事 業 年 度 中 の 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△64,245	△64,245		△64,245	△64,245
新 株 の 発 行	41,690	41,690		41,690				83,380	83,380
当 期 純 損 失					△846,172	△846,172		△846,172	△846,172
自 己 株 式 の 取 得							△22	△22	△22
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	41,690	41,690	—	41,690	△910,418	△910,418	△22	△827,061	△827,061
当 期 末 残 高	466,825	781,664	33,424	815,088	114,027	114,027	△172,596	1,223,344	1,223,344

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券の評価基準及び評価方法

・有価証券

　　・其他有価証券

　　・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

b. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～47年

工具器具備品 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客との契約から生じる収益に関する主要な取引として、飲食店におけるサービスの提供及び不動産の販売を行っております。

サービスの提供による収益は、店舗において顧客からの注文に応じて、飲食サービスを提供した時点で収益を認識しております。

不動産の販売における収益は、顧客との不動産売買契約書に基づき当該不動産の引き渡しを行う履行義務を負っており、当該履行義務は、不動産を引き渡した一時点で充足されるものであるため、引渡時点において収益を認識しております。

なお、収益は、顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額であり、取引の対価は履行義務を充足してから、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品

に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。これによる、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「前受収益」(当事業年度は、8,276千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した減損損失の金額 898,278千円
- ② その他の情報

当社は、固定資産を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小限の単位であるグループに分類、各グループにおいて著しい収益性の低下が生じた場合に減損の兆候を把握し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能額まで減額して減損損失として計上することとしております。

なお、実際の固定資産の減損の可否の判定において、割引前将来キャッシュ・フローについて一定の仮定を設定しております。これらの仮定は将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した繰延税金資産の金額 630,088千円
- ② その他の情報

当社は、将来減算一時差異等に対して、将来の事業計画に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。見積りの主要な仮定は将来の売上高等を含む課税所得の予測であり、過去の実績や現在の状況を踏まえた将来の事業計画を元に見積もっております。

繰延税金資産の回収可能性に関する見積りは、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

事業用店舗等の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額398,982千円を変更前の資産除去債務残高に加算しておりません。

なお、この変更に伴って計上した有形固定資産のうち、205,684千円について減損損失を計上しております。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	5,125千円
借地権	216,433千円
計	221,558千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	124,911千円
長期借入金	303,604千円
計	428,516千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,150,733千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	27,007千円
② 長期金銭債権	144,073千円
③ 短期金銭債務	783,909千円
④ 長期金銭債務	1,000千円

(4) シンジケートローンによるコミットメント契約

当社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などによる事業運営に対する長期的な影響の可能性を鑑み、運転資金として機動的かつ安定的な調達を行うために取引銀行6行とシンジケーション方式のコミットメント契約を締結しております。当事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメント総額	1,850,000千円
借入実行残高	1,850,000千円
差引額	－千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	25,495千円
仕入高	47,491千円
業務委託費	2,871,713千円
営業取引以外の取引高	961千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式	167,405株
------	----------

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

借地権償却超過額	29,408千円
資産除去債務	216,838千円
減価償却超過額	351,149千円
関係会社評価損	61,826千円
貸倒引当金	46,085千円
繰越欠損金	93,894千円
その他	16,038千円
繰延税金資産小計	815,241千円
評価性引当金	△111,731千円
繰延税金資産合計	703,510千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	73,421千円
繰延税金負債合計	73,421千円
繰延税金資産の純額	630,088千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社パティスリー ードパティイ	所有 直接 100.00%	設備の使用等 資金の貸付 役員の兼務	資金の貸付 (注) 2 利息の受取	— 190	関係会社 長期貸付金 長期未収入金 長期立替金 (注) 3	22,500 49,894 71,684
子会社	株式会社 to- Compass	所有 直接 100.00%	店舗運営業務委 託 役員の兼務	店舗運営委 託費(注) 1	149,943	未払金	42,005
子会社	バルニバービ・ス ピリッツ&カンパ ニー株式会社	所有 直接 100.00%	店舗運営業務委 託 役員の兼務	店舗運営委 託費(注) 1	259,850	未払金	26,077
子会社	株式会社パルニバービ コンシスタンス	所有 直接 100.00%	店舗運営業務委 託 役員の兼務	店舗運営委 託費(注) 1	216,083	未払金	24,550
子会社	株式会社パルニバービ ウィルワークス	所有 直接 100.00%	店舗運営業務委 託 資金の借入 役員の兼務	店舗運営委 託費(注) 1 資金の借入 (注) 2 利息の支払	652,982 150,000 256	未払金 短期借入金	68,662 150,000
子会社	株式会社パルニバービ オーガスト	所有 直接 100.00%	店舗運営業務委 託 役員の兼務	店舗運営委 託費(注) 1	480,396	未払金	53,320
子会社	株式会社パルニバービ インターフェイス	所有 直接 100.00%	店舗運営業務委 託 役員の兼務	店舗運営委 託費(注) 1	290,607	未払金	29,792

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額については、一般的な取引を参考に協議の上、決定しております。取引条件の妥当性については、「職務権限規程」等の社内規程に基づいた手続き、決議を経て行っております。
2. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して決定しております。
3. 子会社への貸倒懸念債権に対し、合計131,878千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において合計61,787千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「連結注記表 9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産 138円13銭
- (2) 1株当たり当期純損失 98円38銭

13. その他の注記

(減損損失)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
東京都	店舗（9店舗）	建物	425,827千円
		その他	38,942千円
大阪府	店舗（8店舗）	建物	278,035千円
		その他	29,389千円
その他	店舗（4店舗）	建物	107,821千円
		その他	18,262千円

※上記には、資産除去債務の見積り変更に伴い当事業年度に追加計上した有形固定資産に係る減損損失205,684千円が含まれております。

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

「連結注記表 11. その他の注記（新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り）」に記載しているため、注記を省略しております。

(固定資産の保有目的の変更)

「連結注記表 11. その他の注記（固定資産の保有目的の変更）」に記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年9月26日

株式会社バルニバービ
取締役会 御中

かがやき監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 上 田 勝 久
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 深 井 大 督
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バルニバービの2021年8月1日から2022年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バルニバービ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年9月26日

株式会社バルニバービ
取締役会 御中

かがやき監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 上 田 勝 久
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 深 井 大 督
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バルニバービの2021年8月1日から2022年7月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年8月1日から2022年7月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年9月26日

株式会社バルニバービ 監査役会

常勤監査役	柴田政義	Ⓜ
社外監査役	青木巖	Ⓜ
社外監査役	佐藤亨樹	Ⓜ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと位置付けております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主様に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額44,282,375円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年10月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 株主総会の運営の柔軟性を確保するため、現行定款第14条（招集権者及び議長）に定める株主総会の招集権者及び議長について変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示します。）

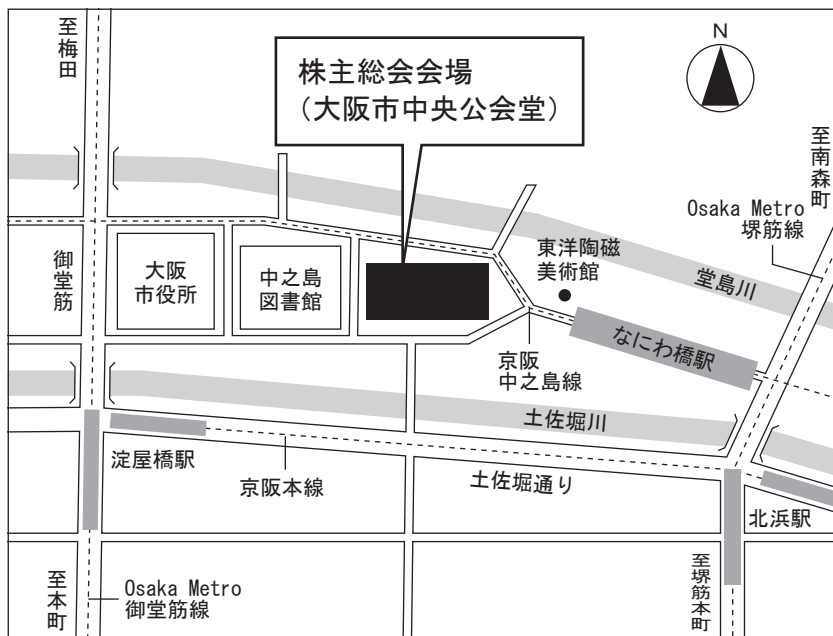
現 行 定 款	変 更 案
(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、 <u>あらかじめ取締役会が定めた取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>前項の取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 <u>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p>2 <u>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上

株主総会会場ご案内図

株主総会会場 大阪市北区中之島一丁目1番27号
大阪市中央公会堂1階 大集会室



交通のご案内

- | | | | |
|--------------|------|-------|------|
| ・Osaka Metro | 御堂筋線 | 淀屋橋駅 | 徒歩5分 |
| ・Osaka Metro | 堺筋線 | 北浜駅 | 徒歩3分 |
| ・京阪電鉄 | 本線 | 淀屋橋駅 | 徒歩5分 |
| ・京阪電鉄 | 中之島線 | なにわ橋駅 | 徒歩1分 |